

木曾町建設工事等入札設計図書有償頒布実施要領

(目 的)

第1条 木曾町が発注する建設工事及び測量設計業務（以下「当該工事等」という。）について入札を実施するに際し、設計図書、図面及びその他積算に必要な資料（以下「設計図書等」という。）を有償で頒布することについて、必要な事項を定める。

(有償頒布の対象)

第2条 有償頒布は、当該工事等の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）を対象とする。

(有償頒布の方法及び期間)

第3条 有償頒布の方法は、木曾町が指定するコピー店（以下「コピー店」という。）において設計図書等のコピーを購入することとし、購入代金は有償頒布受領者の負担とする。

有償頒布の期間は、当該工事等の公告の日から入札書等提出期限までのコピー店の営業時間内とする。

(購入の手順)

第4条 木曾町からコピー店へ有償頒布依頼書を添付した設計図書等の原稿を貸し出しする。

- 1) 有償頒布希望者からコピー店へ設計図書等の購入希望の意思表示をする。
- 2) コピー店は、直接希望者へ設計図書等をコピーして販売する。
頒布受領者は、コピー店から請求された費用をコピー店へ直接支払う。
- 3) コピー店は設計図書等を販売したときは設計図書等購入確認票に確認印を押印し、有償頒布を受けたものに交付する。
なお、設計図書等購入確認票を交付した場合、当該工事等ごとに内容を記録し保存する。
- 4) 設計図書等の貸出期間終了後、コピー店は木曾町へ設計図書等の原稿を返却する。

(守秘義務)

第5条 コピー店は（業務に係わる従業員を含む）、この業務において知り得た情報を他へ漏らしてはならない。なお、不適切な業務があった場合、コピー店としての指定を取り消すものとする。

(郵送による頒布)

第6条 遠方からの希望者は郵送等の方法により有償頒布できるものとする。

なお、送付方法、費用の支払い、時期についてはコピー店が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。